

商品概要説明書
スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和6年3月1日現在)

商品名	・資産運用セットプラン
対象期間	令和6年3月1日 ～ 令和7年2月28日
ご利用いただける方	・個人
販売対象・受入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ J Aバンクの投資信託またはファンドラップ[®] を同時にお申し込みいただいたお客さまに限りします。 ※つみたて N I S A 専用ファンドは対象となりません。対象の投資信託につきましては各 J A の担当者へお問い合わせください。 ※投資信託またはファンドラップは店頭（書面購入）によるご契約に限りします。 ・ 当 J A に新規にお預入いただく場合に限りします。 ・ すでにお預入いただいている定期貯金からのお預替えは対象外となります。ただし、退職金専用定期貯金「G O G O 人生」および年金受給者・予約者専用定期貯金「虎の子」からのお預替えは対象となります。
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年もの自動継続（元金継続または元利金継続） ご継続後は、継続日の店頭表示金利でのお預入となります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 5 0 万円以上かつ、同時にお申し込みいただく投資信託の金額以内 ・ 1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示利率に、下記の利率を上乗せし満期日まで適用します。 <li style="padding-left: 20px;">①定期貯金預入額 300 万円未満 店頭表示金利+年 0.3% <li style="padding-left: 20px;">②定期貯金預入額 300 万円以上 店頭表示金利+年 0.5% ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ 預入期間 2 年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <li style="padding-left: 20px;">① 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 <li style="padding-left: 20px;">② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×50%

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または管理部総務課（電話：0266-57-8000）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA管理部総務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A信州諏訪